

セルフクロック使用約款

セルフクロックとは、当ホテル内において、当ホテルにご宿泊される又はご宿泊直後のお客様（以下、「宿泊者」という。）がご自身のお手荷物又は携帯品をご自身で一時的に保管するために、当ホテルが宿泊者に限り無償でお貸しする施錠可能な収納設備又は保管場所です。これは、当ホテルが宿泊者のお手荷物又は携帯品をお預りするものではありません。セルフクロックにはロッカータイプとワイヤータイプの2種類がございます。いずれのクロックをご使用の場合でも本約款が適用されるものといたします。

セルフクロックのご使用に際しては、鍵の施錠の可否及びご使用になる収納設備又は保管場所に他人の保管物がないか否かを事前によくご確認のうえご使用ください。

第1条（セルフクロックの使用目的）

1. セルフクロックは、宿泊者のチェックイン日またはチェックアウト日の当日に限り、そのチェックイン前又はチェックアウト後の、宿泊者のお手荷物又は携帯品のご自身による一時的な保管場所としてご利用いただく目的で、当ホテルが宿泊者に対してのみその使用を認めるものです。
2. 宿泊者は当ホテルにチェックインをされた後、チェックアウトをするまでの期間（以下、「宿泊期間」という。）中は、原則としてセルフクロックを使用することはできません。宿泊期間中のお手荷物又は携帯品はご宿泊する客室内に持ち込んでいただきます。

第2条（ご利用可能時間）

1. セルフクロックは午前 6:00 から午後 12:00 の間（以下、「ご利用可能時間」という。）でご利用いただけます。当ホテルチェックイン前の宿泊者は、宿泊日当日のご来店時

からチェックインの時間まで、当ホテルチェックアウト後の宿泊者は、チェックアウト当日の午後 12:00 までといたします。

2. 午後 12:00 を超えた場合、当ホテル従業員が、セルフクロークを開錠し、セルフクロークに収納ないし保管されているお手荷物等（以下、「保管物」という。）をセルフクロークから引き上げ、チェックアウト後のお客様が当ホテル内に置き忘れた手荷物等と同様に保管します。当ホテルがセルフクロークから引き上げました保管物（以下、「収容品」という。）の取扱いは、当ホテルの宿泊約款第 16 条第 2 項に準じるものとします。すなわち、その所有者が判明したときは、当ホテルは、必要に応じて当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとし、所有者の指示がない場合、所有者が判明しない場合又は所有者によるお引き取りがない場合は、収容品を引き上げた日を含め 7 日間保管した後に最寄りの警察署に届けるか、3 ヶ月経過後に処分させていただきます。また、飲食物・雑誌又はその他の廃棄物に類するものについては、当ホテルが適当と考える時期に任意に処分させていただきます。
3. 当ホテルが収容品の引き取りを希望する宿泊者に収容品を引き渡す場合には、当該宿泊者の本人確認のため所定の書類の提出及び身分証明書等をご提示いただき、連絡先等をご記入いただきます。その際に、身分証明書等の写しを取らせて頂く場合がございます。これらの手続きにより、収容品が当該宿泊者のお手荷物等であると当ホテルにおいて判断できた場合に限り、当該宿泊者は収容品をお引き取りいただけます。
4. 第 3 項の措置に際し、当ホテルに費用が発生した場合には、当ホテルは当該宿泊者に対し実費を請求することができるものとします。

第 3 条（セルフクローク使用上のご注意）

1. セルフクロークを使用する宿泊者は、本約款に定める用法に従ってセルフクロークを使用させていただきます。

2. 宿泊者であっても、セルフクロークを第三者に使用させることはできません。
3. 宿泊者が前2項に違反した場合には、ご利用可能時間内であっても、当ホテルはセルフクロークを開錠して保管物を引き上げ、本約款第2条第2項に準じて必要な措置を取るものとします。セルフクロークを使用する宿泊者はこれを予め承諾し、異議を述べないものとします。

第4条（セルフクロークに保管できないもの）

1. 以下の①②に定めるものは、セルフクロークへの保管をお勧めしません。セルフクロークのご利用は宿泊者がご自身のリスクと責任で行う一時的な自己保管であり、当ホテルが保管物をお預かりするものではありません。よって、セルフクロークご利用中に①②の保管物が毀損・破損し又は盗難等にあっても、当ホテルは一切の責任を負いかねます。また、以下の③～⑨に定めるものは、セルフクロークに保管できません。

①現金及び有価証券

②貴重品(クレジットカード及びキャッシュカード等の現金に相当するもの、パスポートなどご本人のIDとなり得るもの、パソコン等を含む高価品及び個人情報を多く含むもの、その他、当該宿泊者が主観的に貴重だと考えているものを含む)

③動・植物等の生物

④冷蔵・冷凍を要する物

⑤揮発性もしくは毒性のあるもの又は爆発物等の危険物

⑥銃砲刀剣類等、麻薬・覚醒剤等、又はその他の犯罪に関連するおそれのあるもの又は法令等により所持、携帯が禁止されているもの

⑦盗品その他犯罪によって得られたもの

⑧異臭・悪臭を発生するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの又はセルフクロークを汚損、毀損もしくは衛生上の理由から使用不能とするおそれのあるもの

⑨その他セルフクロークへの保管に適さないと当ホテルが判断するもの

2. 保管物が前項に定める保管できないもの（③～⑨）に該当する場合又はその疑いがあると当ホテルが合理的に判断した場合は、ご利用可能時間内であっても当ホテルにおいてセルフクロークを開錠し、保管物を収容して別途保管したり、廃棄その他適当な措置を取るなどすることがあります。セルフクロークを使用する宿泊者はこれを予め承諾し、異議を述べないものとします。また、廃棄等の措置により当ホテルに費用が発生した場合は、当ホテルは当該宿泊者に対し実費を請求することができるものとします。

第5条（ホテルの関与は例外的・限定的）

セルフクロークへの保管物の収納・保管と運び出しは、宿泊者ご自身で行っていただきます。ただし、第3条第3項の場合、第4条第2項の場合、その他当ホテルが必要と認めたときは、保管物の出し入れを当ホテル従業員が行うことがあります。

第6条（暗証番号の取扱い）

1. 宿泊者は、施錠する際の暗証番号を第三者に知られぬよう取扱いに注意するものとし、ご自身の責任で暗証番号を記載したメモ等を保管するものとします。当ホテルは当該メモ等を一切お預かりしません。当該メモ等の紛失等により第三者による不正開錠や盗難等があった場合、当ホテルはその責任を負わないものとします。
2. 宿泊者がセルフクロークを施錠した際の暗証番号を失念してしまったとお申し出の場合や、誤入力等により宿泊者がセルフクロークを開錠できない場合は、そのお申し出

のあった宿泊者が当該セルフクロックの使用者であると当ホテルが合理的に判断できた場合には、当ホテルのスタッフが当該セルフクロックを開錠することがあります。その場合に、保管物又は収容品をそのお申し出のあった宿泊者に引き渡す際には、第2条第3項に準じて、当該宿泊者の本人確認のため所定の書類の提出及び身分証明書等をご提示いただき、連絡先等をご記入いただきます。その際に、身分証明書等の写しを取らせて頂く場合がございます。これらの手続きにより、保管物又は収容品が当該宿泊者のお手荷物等であると当ホテルにおいて合理的に判断できた場合に限り、当該宿泊者は収容品をお引き取りいただけるものとします。

第7条（賠償責任）

1. セルフクロックの利用は宿泊者のご自身のリスクと責任で行う一時的な自己保管であり、当ホテルはセルフクロック内の保管物をお預かりするものではありません。よって、セルフクロックご利用中に宿泊者の過失なしに保管物が滅失、毀損・破損等、又は変質等（以下これらを総称して「滅失等」という。）しても、当ホテルはその賠償責任を負いません。但し、保管物の滅失等につき当ホテルに故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
2. 次の各号に該当する場合には、保管物の滅失等があっても、当ホテルは一切その賠償責任を負いません。
 - ①保管物が第4条第1項③～⑩に定める収容できないものであった場合
 - ②宿泊者の誤施錠、施錠忘れ、暗証番号の設定し忘れや誤設定等、宿泊者によるセルフクロックのご使用が本約款所定の使用方法によらなかった場合
 - ③暗証番号を記載したメモを紛失するなどした結果、宿泊者のお手荷物等が盗難等された場合
 - ④天災地変その他不可抗力による場合

⑤関係官公署等により保管物又は収容品が調査・検査を受け、押収され、または提出を求められた場合

⑥第三者によるセルフクロークの破壊行為等があった場合

⑦その他、本約款に反する用法で使用された場合

3. 宿泊者は、セルフクロークの使用に際し又は使用に関連して当ホテル又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

4. 保管物または収容品（ただし、本約款第2条第2項に基づき警察署に届け出たもの及び処分したものを除く。）が滅失等又は盗難等にあった場合で、かかる滅失等又は盗難等につき当ホテルに責任がある場合でも、当ホテルが当該被害者にお支払いする損害賠償金額は、滅失等又は盗難等があった保管物又は収容品の時価相当額(当該宿泊者が合理的に立証できる場合に限る)を限度とします。なお、本項の存在は、商法597条の適用を妨げるものではありません。

以 上